

佐賀県税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十三年三月七日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第十一号

佐賀県税条例等の一部を改正する条例

(佐賀県税条例の一部改正)

第一条 佐賀県税条例（昭和三十年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「第二章」の下に「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

第二十九条中「前条の」を「同項の」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第三十四条第一号イの表(8)中「控除対象扶養親族」の下に「特定成年扶養親族以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納税義務者の成年扶養親族及び」を加える。

第三十四条の二中「五千円」を「二千円」に改め、同条第三号中「及び租税特別措置法第四十一条の十八の三」を削り、「含む。」の下に「並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金」を加える。

第三十九条の七第一項第二号中「及び」を「並びに」に改め、「あるべきは」の下に「当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該当するかの別及び」を加え、同項第四号中「第三十条第四項第三号」を「第三十条第五項第三号」に改める。

第四十六条の十第一項中「同条第四十項」を「同条第三十九項」に、「同条第四十一項」を「同条第四十項」に、「あん分して」を「^{あん}分して」に改める。

第五十二条の二第三項中「第七十二条の四十九の八及び第七十二条の四十九の十」を「第七十二条の四十九の十二及び第七十二条の四十九の十四」に改める。

第五十五条の三中「第七十二条の四十九の八第一項ただし書」を「第

七十二条の四十九の十二第一項ただし書」に改める。

第五十三条第一項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に、「本項」を「この項」に、「第七十二条の四十九の八第二項」を「第七十二条の四十九の十二第二項」に改め、同条第二項中「第七十二条の四十九の八第六項」を「第七十二条の四十九の八第二項」に改め、同条第八項を同条第二項とし、同条第九項及び第十項を削る。

第五十四条中「三万円」を「十万円」に改める。

第六十二条中「申告しましたは」を「申告し、又は」に、「申告または」を「申告又は」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第六十六条の三第三項中「前条第三項」を「第六十三条の二第六項、第六十四条第二項、第六十五条及び第六十六条」に改める。

第六十六条の四の見出し中「市街地再開発組合等」を「再開発会社」に改め、同条第一項から第六項までを削り、同条第七項中「、再開発会社」を「、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の二第三項に規定する再開発会社（以下この項において「再開発会社」という。）」に、「第二種市街地再開発事業（以下この項において「再開発事業」という。）」に、「第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法」を「同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法」に、「公共施設（以下この項）を「公共施設（以下この条）に改め、同項を同条第一項とし、同条第八項を同条第二項とし、同条第九項及び第十項を削る。

第六十六条の五を削る。

第六十六条の六第一項中「及び次条」及び「。次項において同じ」を削り、同条第二項を次のように改める。

2 知事は、不動産の取得者から不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該不動産の取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該不動産の取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。
第六十六条の六に次の一項を加え、同条を第六十六条の五とする。

第六十三条の二第六項、第六十四条第二項、第六十五条及び第六十六条の規定は、第一項の規定による納税義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徵収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徵収金の還付について準用する。

第六十六条の七の見出し中「土地改良区等」を「土地改良区」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項及び」を削り、「第一項の」を「同項の」に改め、「又は農地保有合理化法人等が前項の換地を取得した場合」を削り、同項を同条第二項とし、同条を第六十六条の六とする。

第六十六条の八を削る。

第七十二条の二中「千五百四円」を「八百六十円」に改める。

第七十二条の七の次に次の一条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十二条の七の二 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第七十二条の五第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第九十八条の次に次の一条を加える。

(自動車取得税に係る不申告に関する過料)

第九十八条の二 自動車取得税の納税義務者が正当な事由がなくて第九十七条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第一百五十五条中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百九条第一項中「次の各号の一に該当する自動車」を「地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を経営する者が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線又は廃止されたバス路線に代わる路線において運行の用に供するもので、規則で定めるところにより知事が指定したもの」に改め、同項各号を削る。

第一百二十五条中「三万円」を「十万円」に改める。

第一百四十二条中「または」を「又は」に、「によつて準用する」を「により準用する」に、「三万円」を「十万円」に改める。

第一百六十九条の次に次の二条を加える。

(狩猟税に係る不申告に関する過料)

第一百六十九条の二 狩猟税の納稅義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。

第一百七十二条第二項中「前条第一項の」を「第一百六十九条第一項の規定による」に改める。

附則第二条第一項及び第二項中「扶養親族」を「算定対象扶養親族」に改め、同条に次の二項を加える。

4 第一項及び第二項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 前年の合計所得金額が五百万円未満である県民税の所得割を課すべき者 扶養親族

二 前年の合計所得金額が五百万円以上である県民税の所得割を課すべき者 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、次のイ及びロに定めるもの

イ 県民税の所得割を課すべき者が、施行規則で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、法附則第三条の三第八項に規定する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出した場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。）

ロ イ以外の場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）

附則第五条の五第一項第二号ハ中「第十条の七」を「第十条の六」

に改める。

附則第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

附則第十八条中「七百十六円」を「四百十一円」に改め、同条を附則第十七条の四とし、同条の次に次の二条を加える。

(法附則第十二条の二の二第一項の一般乗用バス)

第十八条 法附則第十二条の二の二第一項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものの運行の用に供する一般乗用バスは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗用バスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。

附則第二十五条中第三項を削り、第四項を第三項とし、第五項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

(佐賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第二条 佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第三項、第四項、第六項及び第八項中「平成二十三年十二月三十一日」を「平成二十五年十二月三十一日」に改める。

第三条 佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項中「新条例第三十四条の二第三号」を「佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第十一号）による改正後の佐賀県税条例第三十四条の二第三号」に、「第四十一条の十八の三」を「同条第三項」に、「第四十一条の十八の三並びに」を「同条第三項及び」に改める。

(中心市街地における県税の不均一課税に関する条例等の一部改正)

第四条 次に掲げる条例の規定中「第二章」の下に「（第八条を除く。）」を、「第三章」の下に「（第十四条を除く。）」を加える。

一 中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成十一年佐賀県条例第二十九号）第六条第一項

二 原子力発電施設等立地地域における県税の不均一課税に関する条例（平成十五年佐賀県条例第七号）第六条第一項

三　離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例（平成十五年佐賀県条例第三十号）第六条第一項

四　佐賀県企業立地の促進に関する条例（平成十七年佐賀県条例第四十二号）第十三条第一項

五　半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例（平成十七年佐賀県条例第五十七号）第六条第一項

六　過疎地域における県税の課税免除に関する条例（平成二十二年佐賀県条例第二十二号）第六条第一項

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　第一条中佐賀県税条例第二十九条、第五十四条及び第六十二条の改正規定、同条例第七十二条の七の次に一条を加える改正規定、同条例第九十八条の次に一条を加える改正規定、同条例第一百五十五条、第一百二十五条及び第一百四十一条の改正規定、同条例第一百六十九条の次に一条を加える改正規定並びに同条例第一百七十条第二項の改正規定で定める日

二　第一条中佐賀県税条例第二十一条第一項、第三十四条の二、第三十九条の七第一項、第五十一条の二第三項、第五十一条の三並びに第五十三条第一項及び第二項の改正規定並びに同条例附則第十二条の改正規定、第三条及び第四条の規定並びに次条及び附則第三条第二項から第四項までの規定 規則で定める日

三　第一条中佐賀県税条例第七十二条の二の改正規定並びに同条例附則第五条の五第一項第二号ハの改正規定及び同条例附則第十八条の改正規定（「七百十六円」を「四百十一円」に改める部分に限る。）並びに附則第五条の規定 規則で定める日

四　第一条中佐賀県税条例第三十四条第一号イの改正規定及び同条例附則第二条の改正規定並びに附則第三条第一項の規定 規則で定める日

（佐賀県行政手続条例の適用除外に関する経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の佐賀県税条例（以下「新条例」と

いう。）第二十一条第一項の規定及び第四条の規定による改正後の同条各号に掲げる条例の規定は、前条第二号に定める日以後にするこれらの規定に規定する行為について適用し、同日前にした第一条の規定による改正前の佐賀県税条例（以下「旧条例」という。）第二十一条第一項に規定する行為及び第四条の規定による改正前の同条各号に掲げる条例の規定に規定する行為については、なお従前の例による。

（県民税に関する経過措置）

第三条 新条例第三十四条第一号イ及び附則第二条の規定は、平成二十一年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第三十四条の二の規定は、個人の県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新条例第三十四条の二各号に掲げる寄附金について適用する。

3 新条例第三十九条の七の規定は、附則第一条第二号に定める日以後に提出する新条例第三十九条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

4 附則第一条第二号に定める日前に支払うべき退職手当等（旧条例第三十九条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧条例附則第十二条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対し課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（たばこ税に関する経過措置）

第五条 附則第一条第三号に定める日前に課した、又は課すべきであつたたばこ税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第六条 新条例附則第十八条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第七条 新条例第百十九条第一項の規定は、平成二十三年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この条例(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる県税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正)

第九条 佐賀県産業廃棄物税条例(平成十六年佐賀県条例第三十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「第十二条第三項」を「第十二条第五項」に改める。

第一条（佐賀県税条例の一部改正）に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
（佐賀県行政手続条例の適用除外）	（佐賀県行政手続条例の適用除外）
<p>第二十一条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条又は第四条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章（第八条を除く。）及び第三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>	<p>第二十一条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条又は第四条に定めるもののほか、県税に関する条例又は規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章及び第三章の規定は、適用しない。</p> <p>2 略</p>
<p>（県税の納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第二十九条 前条第二項の認定を受けていない同条第一項の納税義務者又は特別徴収義務者で同項の承認を受けていないものが、同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</p> <p>（調整控除）</p> <p>第三十四条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。</p> <p>一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいざれか少ない金額の百分の二に相当する金額</p> <p>イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に</p>	<p>（県税の納税管理人に係る不申告に関する過料）</p> <p>第二十九条 前条第二項の認定を受けていない同条第一項の納税義務者又は特別徴収義務者で同項の承認を受けていないものが、前条の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。</p> <p>（調整控除）</p> <p>第三十四条 所得割の納税義務者については、その者の前条の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。</p> <p>一 当該納税義務者の前条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいざれか少ない金額の百分の二に相当する金額</p> <p>イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に</p>

		改 正 後		改 正 前	
		掲げる金額を合算した金額を加算した金額		掲げる金額を合算した金額を加算した金額	
(1)～(7)	略	(1)～(7)	略	(1)～(7)	略
(8) 指定対象扶養親族（特定扶養親族のうち以外の成年扶養親族のうち前年の合計所得金額が四百万円を超える所得割の納稅義務者の成年扶養親族及び同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納稅義務者	(i) (ii) 及び (iii) に掲げる場合以外の場合、当該控除対象扶養親族一人につき五万円	(8) 指定対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納稅義務者	(i) (ii) 及び (iii) に掲げる場合以外の場合、当該控除対象扶養親族一人につき五万円	(8) 指定対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納稅義務者	(i) (ii) 及び (iii) に掲げる場合以外の場合、当該控除対象扶養親族一人につき五万円
(9) 略	(ii) 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合、当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合、当該老人扶養親族一人につき十万円	(ii) 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合、当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合、当該老人扶養親族一人につき十万円	(ii) 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合、当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合、当該老人扶養親族一人につき十万円	(9) 略	(ii) 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合、当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合、当該老人扶養親族一人につき十万円
(寄附金税額控除)	二 略	(寄附金税額控除)	二 略	(寄附金税額控除)	二 略
第三十四条の二 所得割の納稅義務者が、前年に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合は、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納稅義務者が前年に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が二千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に法第	第三十四条の二 所得割の納稅義務者が、前年に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合は、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の四に相当する金額（当該納稅義務者が前年に第一号に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額が五千円を超える場合にあつては、当該百分の四に相当する金額に法第				

	改 正 後	改 正 前
	<p>加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>	<p>加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p>
一・二 略	一・二 略	一・二 略
三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次に掲げるもの	三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次に掲げるもの	三 所得税法第七十八条第二項第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項及び租税特別措置法第四十一条の十八の三の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）のうち、次に掲げるもの
イ・ハ 略	イ・ハ 略	イ・ハ 略
(退職所得申告書)	(退職所得申告書)	(退職所得申告書)
第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第三百二十九条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三十九条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。	第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第三百二十九条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三十九条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。	第三十九条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、法第三百二十九条の七第一項の規定による申告書とあわせて、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三十九条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。
一 略	一 略	一 略
二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該退職手当等が所得税法第三十条第四項に規定する特定役員退職手当等又は特定役員退職手当等以外の退職手当等のいずれに該	二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか及び当該支払済みの他の退職手当等があるときはその	二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支
金額		

	改 正 後	改 正 前
当するかの別及びその金額	三 略	三 略
四 その者が所得税法第三十条第五項第三号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実	五 略	五 略
（利子割の市町に対する交付）	（利子割の市町に対する交付）	（利子割の市町に対する交付）
第四十六条の十 県は、納入された利子割額に相当する額から、法第五十三条第二十六項の規定により控除し、同条第三十九項の規定により充当し、又は同条第四十項の規定により還付し、若しくは充当した金額に相当する額を減額した額に、法第六十五条の二第一項の規定による請求に基づき他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定による請求に基づき他の道府県に支払をした金額に相当する額を減額して得た合計額に施行令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、施行令で定めるところにより、県内の市町に対し、当該市町に係る個人の県民税の額に按分して交付するものとする。	2 略	2 略
（個人の事業税の課税標準）	（個人の事業税の課税標準）	（個人の事業税の課税標準）
第五十一条の二 略	第五十一条の二 略	第五十一条の二 略
2 略	2 略	2 略
3 前二項の所得は、法第七十二条の四十九の十二及び第七十二条の四十九の十四の規定により算定する。	3 前二項の所得は、法第七十二条の四十九の八及び第七十二条の四十九の十の規定により算定する。	3 前二項の所得は、法第七十二条の四十九の八及び第七十二条の四十九の十の規定により算定する。
（個人の事業税の課税標準の区分経理の義務）	（個人の事業税の課税標準の区分経理の義務）	（個人の事業税の課税標準の区分経理の義務）
第五十一条の三 法第七十二条の二第十項第一	第五十一条の三 法第七十二条の二第十項第一	第五十一条の三 法第七十二条の二第十項第一

改 正 後	改 正 前
<p>号から第五号までに掲げる事業を行う個人で個人の行う事業に対する事業税の納稅義務があるものは、当該個人の行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の十二第一項ただし書の規定によつて当該個人の行う事業に対する事業税の課稅標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>（個人の事業税の賦課徵収に関する申告又は報告の義務）</p> <p>第五十三条 個人の行う事業に対する事業税の納稅義務者で、法第七十二条の四十九の十二第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が、法第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、施行規則の定めるところにより、当該年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「当該年」という。）の三月十五日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納稅義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、当該年の前年中の事業の所得（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得）並びに当該年の前年において生じた法第七十二条の五十五第一項に規定する譲渡損失の金額（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額）及び法第七十二条の四十九の十二第二項及び第三項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二</p>	<p>号から第五号までに掲げる事業を行う個人で個人の行う事業に対する事業税の納稅義務があるものは、当該個人の行う事業から生ずる所得について、法第七十二条の四十九の八第一項ただし書の規定によつて当該個人の行う事業に対する事業税の課稅標準とすべき所得の計算上総収入金額及び必要な経費に算入されないものとされる部分をその他の部分と区分して経理しなければならない。</p> <p>（個人の事業税の賦課徵収に関する申告又は報告の義務）</p> <p>第五十三条 個人の行う事業に対する事業税の納稅義務者で、法第七十二条の四十九の八第一項の規定によつて計算した個人の事業の所得の金額が、法第七十二条の四十九の十第一項の規定による控除額を超えるものは、施行規則の定めるところにより、当該年度の初日の属する年（以下本項及び次項において「当該年」という。）の三月十五日までに（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納稅義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、当該年の前年中の事業の所得（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得）並びに当該年の前年において生じた法第七十二条の五十五第一項に規定する譲渡損失の金額（年の中途において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額）及び法第七十二条の四十九の八第二項及び第三項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を知事に申告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において法第七十二</p>

	改 正 後	改 正 前
3 第六十九条の十二第六項、第七項又は第十項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、施行規則で定めるところにより、知事に申告することができる。	3 略	3 略
（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）	（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）	（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）
第五十四条 個人の行う事業に対する事業税の納稅義務者が第五十三条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、十萬円以下の過料を科する。	第五十四条 個人の行う事業に対する事業税の納稅義務者が第五十三条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。	第五十四条 個人の行う事業に対する事業税の納稅義務者が第五十三条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。
（不動産の取得に係る不申告等に関する過料）	（不動産の取得に係る不申告等に関する過料）	（不動産の取得に係る不申告等に関する過料）
第六十二条 不動産の取得者が前条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、十萬円以下の過料を科する。	第六十二条 不動産の取得者が前条の規定によつて申告しましたは報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。	第六十二条 不動産の取得者が前条の規定によつて申告しましたは報告すべき事項について正当な事由がなくて申告または報告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。
（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等）	（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等）	（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等）
第六十六条の三 略	第六十六条の三 略	第六十六条の三 略
2 略	2 略	2 略
3 第六十三条の二第六項、第六十四条第二項、第六十五条及び第六十六条の規定は、第一項の規定による納稅義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徵收猶予及びその取消及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取て準用する。	3 前条第三項の規定は、第一項の規定による納稅義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徵收猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取て准用する。	3 前条第三項の規定は、第一項の規定による納稅義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徵收猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取て准用する。
（再開発会社の取得に対し課する不動産取	（市街地再開発組合等の取得に対し課する	（市街地再開発組合等の取得に対し課する

	改 正 後	改 正 前	得税の納稅義務の免除等)
第六十六条の四			不動産取得税の納稅義務の免除等)
<p>第六十六条の四 知事は市街地再開発組合(以下本条において「組合」という。)が都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第二条第一号に規定する第一種市街地再開発事業(第三項において「第一種市街地再開発事業」という。)の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に当該組合の組合員(参加組合員を除く。)に当該不動産を譲渡したときは、当該組合の申請により、当該組合による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納稅義務を免除する。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納稅義務の免除の申請並びに同項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは、「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>3 知事は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発会社(以下この項、第五項及び第七項において「再開発会社」という。)が、第一種市街地再開発事業の施行に伴い施設建築物の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、当該不動産の取得の日から敷地の取得にあつては三年、施設建築物の取得にあつては六月以内に同法第七十三条第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納稅義</p>			不動産取得税の納稅義務の免除等)
			第六十六条の四

	改 正 後	改 正 前
		務を免除する。
4		前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納稅義務の免除の申請並びに同項の場合における不動産取得税額の徵収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徵収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「敷地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と読み替えるものとする。
5	知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（第七項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第一百八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下この項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第一百八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徵収金に係る納稅義務を免除する。	知事は、再開発会社が、都市再開発法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（第七項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い施設建築物（同法第一百八条の七第一項第三号の建築施設の部分を除く。以下この項において同じ。）の敷地を取得し、又は施設建築物を新築した場合において、同法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日から六月以内に同法第一百八条の七第一項第二号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徵収金に係る納稅義務を免除する。
6	前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納稅義務の免除の申請並びに同項の場合における不動産取得税額の徵収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徵収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「都市再開発法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と読み替えるものとする。	前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納稅義務の免除の申請並びに同項の場合における不動産取得税額の徵収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徵収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「都市再開発法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と読み替えるものとする。
7	知事は、再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い都市再開発法第一百八条の規定による納稅義務の免除の申請並びに同項の場合における不動産取得税額の徵収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徵収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「都市再開発法第一百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と読み替えるものとする。	知事は、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第五十条の二第三項に規定する

再開発会社（以下この項において「再開発会社」という。）が同法第二条第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この項において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法第一百十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下この項において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第一百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第一百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下この項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第一百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納稅義務を免除する。	改 正 前
七第一項第三号の建築施設の部分（以下この項において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第一百十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第一百十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発会社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二条第四号に規定する公共施設（以下この項において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第一百十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発会社の申請により、当該再開発会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納稅義務を免除する。	改 正 後
2 略	8 略
9 知事は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第一百六十五条第三項に規定する事業会社（以下この項及び次項において「事業会社」という。）が、同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（次項において「防災街区整備事業」という。）の施行に伴い同法第一百十七条第六号に規定する防災施設建築敷地（以下本項及び次項において「防災施設建築敷地」という。）若しくは同法第一百二十四条第二項に規定する個別利用区（以下この項及び次項において「個別利用区」という。）内の宅地を取得し、又は同法第一百七条第五号に規定する防災施設建築物（	

改 正 後	改 正 前
	<p>以下この項及び次項において「防災施設建築物」という。)を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得にあつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第一百四十四条第一項に規定する組合員(同法第一百四十五条に規定する参加組合員を除く。)に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納稅義務を免除する。</p> <p>10 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納稅義務の免除の申請並びに同項の場合における不動産取得税の徵収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは、「次条第九項に規定する防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と読み替えるものとする。</p> <p>(事業協同組合等の取得に對して課する不動産取得税の納稅義務の免除等)</p> <p>第六十六条の五 知事は、事業協同組合又は協同組合連合会(以下この項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第三号の資金の貸付けを受けて、同号口に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事</p>

改 正 後	改 正 前
<p>業で施行令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等の申請により、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納稅義務を免除する。</p> <p>2 知事は、不動産の取得者から、不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。</p> <p>3 第六十六条の三第三項の規定は、第一項の規定による納稅義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。</p>	<p>（農地保有合理化法人等の農地の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等）</p> <p>第六十六条の五 知事は、農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八条第一項又は第十一条の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業（同条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間（当該期間のうち延長に係るもの）が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等を取得するものを除く。）の実施により施行令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を</p>

改 正 後	改 正 前
<p>これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から五年以内（これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同様の事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの（これらの事業に係る調査に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日から五年を経過する日として施行令で定める日後一年を経過する日がこれからの土地の取得の日から五年を経過する日までに当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業經營基盤強化促進法第四条第二項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該法人によるこれらの土地の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納稅義務を免除する。</p> <p>2 知事は、不動産の取得者から不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が眞実であると認められるときは、当該不動産の取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該不動産の取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予する。</p>	<p>取得した場合において、これらの土地（開発して農地とすることが適当な土地について開発をした場合にあつては、開発後の農地）をその取得の日から五年以内（これらの土地の取得の日から五年以内に、これらの土地について土地改良法による土地改良事業で同法第二条第二項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの（これらの事業に係る調査で国による行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査）が開始された場合において、これらの事業の完了の日から五年を経過する日後一年を経過する日として施行令で定める日後一年を経過する日がこれら土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間）に当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業經營基盤強化促進法第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地保有合理化法人等の申請により、当該法人によるこれらの土地の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納稅義務を免除する。</p> <p>2 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納稅義務の免除の申請並びに農地保有合理化法人等が農地売買等事業の実施により、同項に規定する土地を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「次条第一項」と、「当該取得の日から五年以内の期間」とあるのは「当該取得の日から五年以内の期間（当該不動産が同項に定める土地改良事業に係るものである場合には、当該取得の日から同項に定める一年を経過する日までの期間）」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。</p>
3 第六十三条の二第六項、第六十四条第二項、	

	改 正 後		改 正 前
第六十五条及び第六十六条の規定は、第一項の規定による納稅義務の免除の申請並びに前項の場合における不動産取得税額の徵収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る徵収金の還付について準用する。			
	(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等)		
第六十六条の六 略			
	(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等)		
第六十六条の七 略			
	(土地改良区等の換地の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等)		
2 第六十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納稅義務の免除の申請並びに土地改良区が同項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徵収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徵収金の還付について準用する。			
	(外国人留学生の寄宿舎の取得に対して課する不動産取得税の納稅義務の免除等)		
第六十六条の八 知事は、公益社団法人又は公益財團法人で外国人留学生（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別紙第一の四の表の留学の在留資格を認められた者をいう。以下この条において同じ。）の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするも			

改 正 後	改 正 前
<p>のが不動産を取得した場合において、土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内に当該土地を外国人留学生の寄宿舎（施行令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）の用に供したとき、家屋の取得にあつては当該取得の日から引き続き三年以上当該家屋を外国人留学生の寄宿舎の用に供したときは、当該法人の申請により、当該土地の取得又は家屋の取得に対し課する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。</p> <p>2 第六十六条の三第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに公益社団法人又は公益財團法人で外国人留学生の寄宿舎の設置及び運営を主たる目的とするものが不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十六条の八第一項」と、「当該取得の日から二年以内」とあるのは「土地の取得にあつては当該取得の日から五年以内、家屋の取得にあつては当該取得の日から三年以内」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第六十六条の八第一項」と読み替えるものとする。</p>	<p>（たばこ税の税率）</p> <p>第七十二条の二 たばこ税の税率は、千本につき八百六十円とする。</p> <p>（たばこ税に係る不申告に関する過料）</p> <p>第七十二条の七の二 たばこ税の申告納稅者が正当な事由がなくて第七十二条の五第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。</p>

	改 正 後		改 正 前
(自動車取得税に係る不申告に関する過料)		第九十八条の二　自動車取得税の納稅義務者が正当な事由がなくて第九十七条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科す。	
(自動車税に係る不申告等に関する過料)		第一百五条　自動車税の納稅義務者又は第一百十条第二項に規定する自動車の売主が前二条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。	
(自動車税に係る不申告等に関する過料)		第一百五条　自動車税の納稅義務者又は第一百十条第二項に規定する自動車の売主が前二条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告しなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。	
第一百十九条　知事は、地方バス路線維持のため県が行う補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が所有する一般乗合用のバスのうち、当該補助に係るバス路線又は廢止されたバス路線に代わる路線において運行の用に供するもので、規則で定めるところにより知事が指定したものに對しては、自動車税を減免することができる。	第一百十九条　知事は、次の各号の一に該当する自動車に對しては、自動車税を減免することができる。		
一 地方バス路線維持のため県が行う補助(以下本項において「地方バス路線維持費補助」という。)を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を經營する者が所有する一般乗合用のバスで、当該地方バス路線維持費補助に係るバス路線において運行の用に供するもののうち、規則で定めるところにより知事が指定したもの			
二 地方バス路線維持費補助を受けて一般貸切旅客自動車運送事業を經營する者が所有する一般貸切用のバスで、廢止されたバス路線に代わる路線において運行の用に供するもののうち、規則で定めるところにより			

	改 正 後	改 正 前
2 略	知事が指定したもの	（鉱区税に係る不申告に関する過料）
（固定資産税に係る不申告に関する過料）	（鉱区税に係る不申告に関する過料）	（鉱区税に係る不申告に関する過料）
第一百二十五条 鉱区税の納稅義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。	（鉱区税に係る不申告に関する過料）	（鉱区税に係る不申告に関する過料）
第一百四十二条 法第七百四十二条第一項又は第三項の規定によつて知事が指定した償却資産の所有者が、法第七百四十五条第一項の規定により準用する法第三百八十三条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。	第一百四十二条 法第七百四十二条第一項または第三項の規定によつて知事が指定した償却資産の所有者が、法第七百四十五条第一項の規定によつて準用する法第三百八十三条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。	第一百四十二条 法第七百四十二条第一項または第三項の規定によつて知事が指定した償却資産の所有者が、法第七百四十五条第一項の規定によつて準用する法第三百八十三条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、三万円以下の過料を科する。
（狩猟税に係る不申告に関する過料）	（狩猟税に係る不申告に関する過料）	（狩猟税に係る不申告に関する過料）
第一百六十九条の二 狩猟税の納稅義務者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなくて申告しなかつた場合においては、その者に対し、十万円以下の過料を科する。	（狩猟税の減免）	（狩猟税の減免）
第一百七十二条 略	第一百七十二条 略	第一百七十二条 略
2 前項の規定による狩猟税の減免を受けようとする者は、 第一百六十九条第一項 の規定による申告の際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類添付して、これを知事に提出しなければならない。	2 前項の規定による狩猟税の減免を受けようとする者は、前条第一項の申告の際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類添付して、これを知事に提出しなければならない。	2 前項の規定による狩猟税の減免を受けようとする者は、前条第一項の申告の際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類添付して、これを知事に提出しなければならない。
一〇三 略	一〇三 略	一〇三 略

	改 正 後	改 正 前
附 則	(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)	附 則
4 第一項及び第二項に規定する算定対象扶養親族とは、次の各号に掲げる県民税の所得割を課すべき者の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。	2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納稅義務者の控除対象配偶者及び算定対象扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は算定対象扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超過することとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納稅義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。	2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納稅義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額（その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二万円を加算した金額）以下である者に対する第三十一条第一項の規定にかかるわらず、県民税の所得割（第三十九条の二の規定によつて課する所得割を除く。）を課さない。
3 略	1～3 略	1～3 略
1～3 略	1～3 略	1～3 略

	改 正 後		改 正 前
	<p>イ 県民税の所得割を課すべき者が、施行規則で定めるところにより、特定成年扶養親族以外の成年扶養親族に関する事項を記載した申告書を、法附則第三条の三第八項に規定する申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町長に提出した場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族にあつては、当該申告書に記載されたものに限る。）</p> <p>ロ イ以外の場合 扶養親族（特定成年扶養親族以外の成年扶養親族を除く。）</p>	<p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p>	<p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p>
	<p>第五条の五 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十二条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納稅義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合</p>	<p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p>	<p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p>
	<p>第五条の五 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納稅義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十二条第一項に規定する居住年（以下この条及び次条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいづれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項において「県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納稅義務者の第三十三条及び第三十四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p> <p>一 略</p> <p>二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合</p>	<p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p>	<p>（個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除）</p>

改 正 後	改 正 前
金額	金額
計した金額からハに掲げる金額を控除した 金額	計した金額からハに掲げる金額を控除した 金額
イ・ロ 略	イ・ロ 略
ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係 る租税特別措置法第二十五条の規定によ る免除額、所得税法第九十二条の規定に よる控除額並びに租税特別措置法第十条 及び第十条の二の二から第十条の六まで の規定による控除額の合計額	ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係 る租税特別措置法第二十五条の規定によ る免除額、所得税法第九十二条の規定に よる控除額並びに租税特別措置法第十条 及び第十条の二の二から第十条の七まで の規定による控除額の合計額
三 略	三 略
2・3 略	2・3 略
第十二条 削除	（個人の県民税の分離課税に係る所得割の額 の特例等）
第十二条 第三十条の二第一項に規定する分離 課税に係る所得割の額は、当分の間、第三十 九条の三及び第三十九条の四の規定を適用し て計算した金額からその十分の一に相当する 金額を控除して得た金額とする。	2 前項の規定の適用がある場合における第二 十九条の六第一項及び第二項並びに第三十九 条の八の規定の適用については、これらの規 定中「第三十九条の四」とあるのは、「第三十 九条の四並びに附則第十二条第一項」とする。
（たばこ税の税率の特例）	（たばこ税の税率の特例）
第十七条の四 たばこ事業法附則第二条の規定 による廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十 年法律第百二十二号）第一条第一項に規定す る紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における 品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係る たばこ税の税率は、第七十二条の二の規定に かかわらず、当分の間、千本につき四百十一 円とする。	第十八条 たばこ事業法附則第二条の規定によ る廃止前の製造たばこ定価法（昭和四十 年法律第百二十二号）第一条第一項に規定する紙 巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目 と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたば こ税の税率は、第七十二条の二の規定にかか わらず、当分の間、千本につき七百十六円と する。
（法附則第十二条の二の二第一項の一般乗合 ）	

		改 正 後	改 正 前
用のバス)			
第十八条 法附則第十二条の二の二第一項に規定する地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつて、他の運行の用に供する一般乗用のバスは、国土交通大臣が地方バス路線維持のため交付する車両購入に係る補助を受けて取得した一般乗用のバスで、平均乗車密度に一日当たりの運行回数を乗じて得た数値が十五以上百五十以下であり、かつ、知事が地域住民の生活上必要と認めて指定したバス路線の運行の用に供されるものとする。			
（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例）			
第二十五条 略	2 略	2 略	2 略
（旧民法第三十四条の法人から移行した法人等に係る県税の特例）			
第二十五条 略	3 6 略	3 6 略	3 7 略
（個人の県民税に関する経過措置）			
第二条 略	附 則	附 則	附 則
（個人の県民税に関する経過措置）			
第二条 略	改 正 後	改 正 前	改 正 前
（個人の県民税に関する経過措置）			
第二条 略	2 略	2 略	2 略
（個人の県民税に関する経過措置）			
第二条 略	3 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地	3 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地	3 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき地

第二条（佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第三十号）の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
8 索引	<p>方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第四十六条の十二の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p>	<p>方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新条例第四十六条の十二の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。</p>
5 略	<p>4 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に行われる新条例第四十六条の二十二第一項に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十六条の十九及び第四十六条の二十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは「百分の三」とする。</p>	<p>4 平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に行われる新条例第四十六条の二十二第一項に規定する対象譲渡等に係る新条例第四十六条の十九及び第四十六条の二十二第二項の規定の適用については、これらの規定中「百分の五」とあるのは「百分の三」とする。</p>
6 索引	<p>6 索引</p> <p>県民税の所得割の納稅義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第六条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の一・二に相当する額とする。</p>	<p>6 索引</p> <p>県民税の所得割の納稅義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第六条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の一・二に相当する額とする。</p>
7 略	<p>8 索引</p> <p>県民税の所得割の納稅義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項にお</p>	<p>8 索引</p> <p>県民税の所得割の納稅義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十三年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項にお</p>

	改 正 後	改 正 前
係る新旧対照表	<p>いて「上場株式等」という。)の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第十二条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の一・二に相当する金額とする。</p>	<p>いて「上場株式等」という。)の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。)のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、新条例附則第十二条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の一・二に相当する金額とする。</p>
4 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の県民税についての佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第十一号）による改正後の佐賀県税条例第三十四条の二第三号の規定の適用について	<p>改 正 後</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>附 則</p> <p>1～3 略</p>
4 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の県民税についての新条例第三十四条の二第三号の規定の適用について		

第三条（佐賀県税条例の一部を改正する条例（平成二十年佐賀県条例第四十二号）の一部改正）に

1～3 略

4
平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の県民税についての佐賀県税条例等の一部を改正する条例（平成二十三年佐賀県条例第十一号）による改正後の佐賀県税条例第三十四条の二第三号の規定の適用については、同号中「同条第三項」とあるのは、同条第三項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

第四条（中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
第六条 佐賀県行政手続条例の適用除外	第六条 佐賀県行政手続条例の適用除外	第六条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章（第八条を除く。）及び第三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

2 略

2 略

旧対照表	改 正 後	改 正 前
（佐賀県行政手続条例の適用除外）	（佐賀県行政手続条例の適用除外）	第六条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章（第八条を除く。）及び第三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

第四条（離島振興対策実施地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

表	改 正 後	改 正 前
第六条 佐賀県行政手続条例の適用除外	第六条 佐賀県行政手続条例の適用除外	第六条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章（第八条を除く。）及び第三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

2 略

2 略

第四条（佐賀県企業立地の促進に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
2 略	（佐賀県行政手続条例の適用除外） 第十三条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章（第八条を除く。）及び第三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。	（佐賀県行政手続条例の適用除外） 第十三条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章及び第三章の規定は、適用しない。

第四条（半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
2 略	（佐賀県行政手続条例の適用除外） 第六条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章（第八条を除く。）及び第三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。	（佐賀県行政手続条例の適用除外） 第六条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章及び第三章の規定は、適用しない。

	改 正 後	改 正 前
2 略	（佐賀県行政手続条例の適用除外） 第六条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章（第八条を除く。）及び第三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。	（佐賀県行政手続条例の適用除外） 第六条 佐賀県行政手続条例（平成七年佐賀県条例第二十八号）第三条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、佐賀県行政手続条例第二章及び第三章の規定は、適用しない。

附則第九条（佐賀県産業廃棄物税条例の一部改正）に係る新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
（定義）	（定義）	（定義）
<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分（廃棄物処理法第十二条第五項）の最終処分をいう。以下同じ。）が終了するまでの一定の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。</p> <p>三〇七 略</p>	<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 中間処理 産業廃棄物の発生から最終処分（廃棄物処理法第十二条第三項）の最終処分をいう。以下同じ。）が終了するまでの一定の処理の行程の中途における産業廃棄物の処分をいう。</p> <p>三〇七 略</p>	<p>第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p>